

「医療法」の規定による掲示

- 1

医療機関名

鹿児島県立北薩病院
- 2

管理者名

院長 水流 尚志
- 3

診療に従事する医師名

各診療科に掲示
- 4

医師の診療日及び診療時間

月～金曜日（別掲のとおり） 午前8時30分～午後5時
- 5

建物の内部に関する案内

別掲のとおり

療養担当規則等に基づく厚生労働大臣が定める掲示事項

- 1

入院基本料に関する事項

当病院の病棟には、1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。
なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。
 - ・朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
 - ・朝8時30分～夕方17時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
 - ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- 2

入院診療計画・院内感染防止対策・医療安全管理体制に関する事項

当病院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書でお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしています。
- 3

明細書発行体制に関する事項

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口でその旨申し出てください。
なお、自己負担のない患者さんについても、明細書を無料で発行しています。必要な方は、会計窓口でその旨申し出てください。
- 4

九州厚生局長への届出事項に関する事項

(1) 当病院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

・ 電子的診療情報連携体制加算1

・ 電子的診療情報連携体制加算2

・ 機能強化加算

・ 急性期一般入院料5

・ 救急医療管理加算

・ 診療録管理体制加算2

・ 医師事務作業補助体制加算1（20対1）

・ 急性期看護補助体制加算（25対1）

・ 療養環境加算

・ 重症者等療養環境特別加算

・ 医療安全対策加算1

・ 医療安全対策地域連携加算1

・ 感染対策向上加算1

・ 患者サポート体制充実加算

・ 入退院支援加算1

・ データ提出加算2 ロ

・ 認知症ケア加算2

・ 小児入院医療管理料4

・ 療養支援体制加算

・ 地域包括ケア入院医療管理料2

・ 外来リハビリテーション診療料1

・ がん性疼痛緩和指導管理料

・ がん患者指導管理料イ・ロ・ハ

・ がん治療連携計画策定料1

・ 薬剤管理指導料

・ 救急外来医学管理料3

・ 夜間休日救急医学管理料3

・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算1

・ バイオ後続品使用体制加算

・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

・ 病棟薬剤業務実施加算1

・ せん妄ハイリスク患者ケア加算

・ 医療機器安全管理料1

・ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料

・ 検体検査管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）

・ 時間内歩行試験・シャトルウォーキングテスト

・ 神経学的検査

・ 小児食物アレルギー負荷検査

・ CT撮影 MRI撮影

・ 無菌製剤処理料

・ 外来化学療法加算1

・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）

・ 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）

・ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

・ がん患者リハビリテーション料

・ ペースメーカー移植術、交換術（電池交換を含む）

・ 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）

・ 輸血管理料Ⅱ

・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算

・ 医科点数表第2章第10部手術（胃瘻造設術）

・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算

・ 外来腫瘍化学療法診療料1

・ ヘッドアップティルト試験

・ 入院ベースアップ評価料250

・ 外来・在宅ベースアップ評価料1

・ 看護職員処遇改善評価料（110）

・ 在宅がん医療総合診療料

・ 在宅療養支援病院

・ 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

(2) 当病院は、入院時食事療養（Ⅰ）に係る食事を提供しています。
食事の提供は、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供されます。

5

保険外負担に関する事項

当病院では、以下の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

(1) 文書料（1通につき）

・ 普通診断書 2, 020円

・ 健康診断書 2, 500円

・ 普通証明書 1, 690円

・ 死体検案書 4, 500円

・ 診療記録等の写し及び要約書の交付料（1枚につき） 10円

・ レントゲンフィルム等の写しの交付料（1枚につき） 1, 100円

・ 薬剤の交付に必要な容器代（大きさにより1個30円～110円）

・ 死亡診断書 3, 100円

・ 特別診断書 5, 000円

・ 特別証明書 4, 100円

(2) その他

・ 寝衣代（M・L）2,970円

・ タオル 275円

・ 寝衣代（特大）4, 290円

・ エンゼルメイクキット1, 000円

6

保険外併用療養費に関する事項

(1) 特別の療養環境の提供

当病院では、特別室（311号室）を使用される患者さんについては、1日につき 5, 230円の室料を別途いただいております。

(2) 入院期間が180日を超える入院

当病院では、入院医療の必要性は低いですが、患者さんの事情により180日を超えて入院する患者さんについては、180日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う世話、その他看護に係る料金として、1日につき2,600円を別途いただいております。

令和8年9月10日 県立北薩病院長